

7 松 監 第 2 4 号
令和7年8月20日

松浦市長 友 田 吉 泰 様

松浦市監査委員 田 中 幹 人
松浦市監査委員 和 田 大 介

健全化判断比率及び資金不足比率に係る審査意見書の提出について

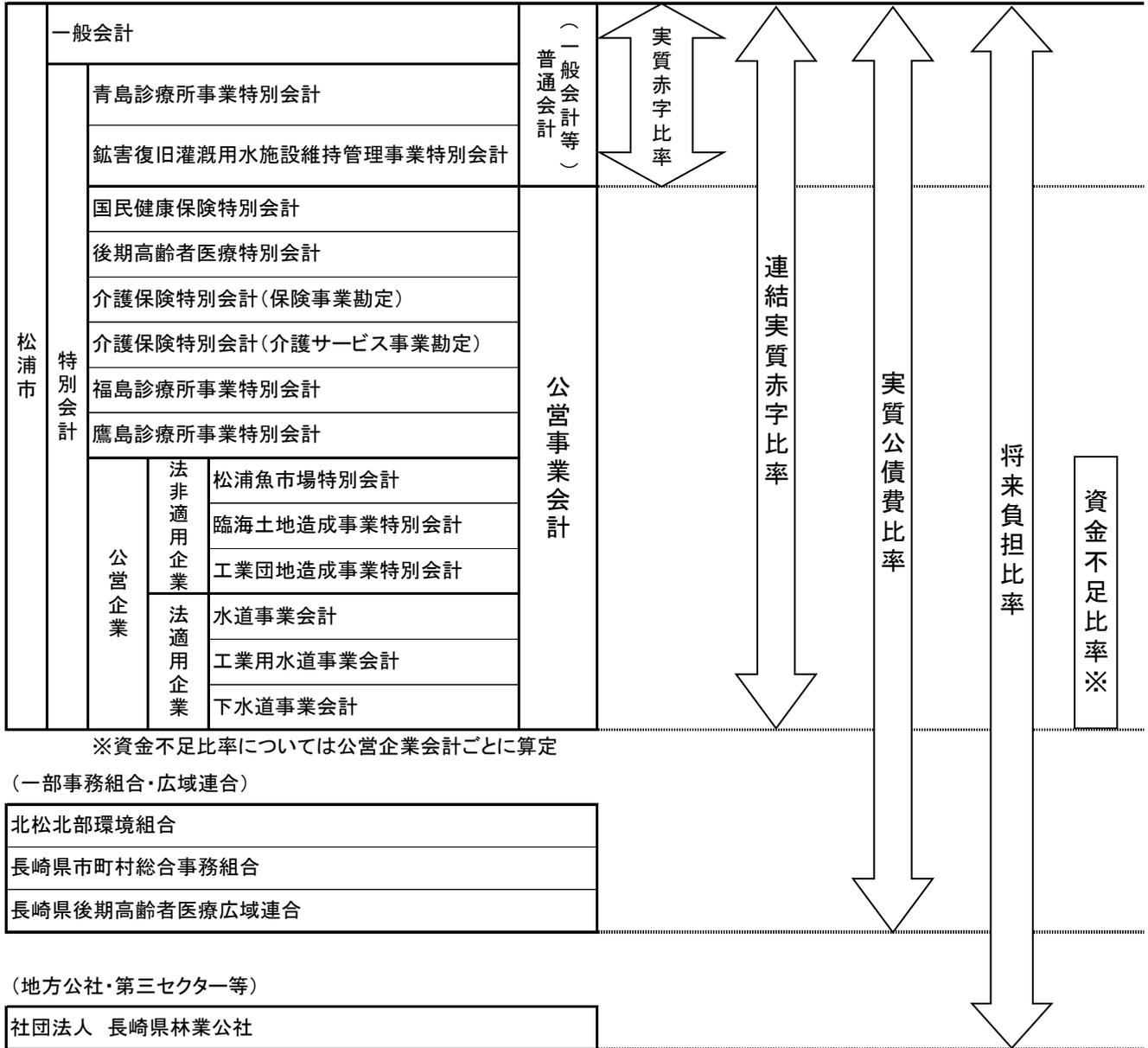
地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき審査に付された、令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について審査を終えたので、その意見書を提出します。

令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

第1 審査の対象

令和6年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

健全化判断比率及び資金不足比率の対象範囲



第2 審査の期間

令和7年7月28日から令和7年8月20日まで

第3 審査の方法

市長から提出された令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について、適正に作成されているかどうかを主眼として審査し、併せて関係職員から説明を聴取して実施した。

第4 審査の結果

松浦市監査基準に基づき審査を行った。

その結果、審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

健全化判断比率において、実質赤字比率及び連結実質赤字比率については黒字のため、該当数値はなく、実質公債費比率及び将来負担比率についても早期健全化基準を下回っており、財政の健全性は保たれている。また、各会計においても資金不足は生じていない。

今後も、公債費の抑制を図り、安定的な財政基盤に資する一定額の基金を確保し、引き続き健全な財政運営に努められたい。

各比率については次のとおりである。

1 健全化判断比率

(単位：%)

指標区分	令和6年度	令和5年度	増減	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	—	—	13.46	20.00
連結実質赤字比率	—	—	—	18.46	30.00
実質公債費比率	10.1	10.7	△ 0.6	25.0	35.0
将来負担比率	29.3	31.0	△ 1.7	350.0	

注) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、実質赤字額及び連結実質赤字額がなく算定されないため、「—」を記載

(1) 実質赤字比率について

一般会計等の実質収支額は 5億 3,658万円の黒字であり、該当数値はない。

(2) 連結実質赤字比率について

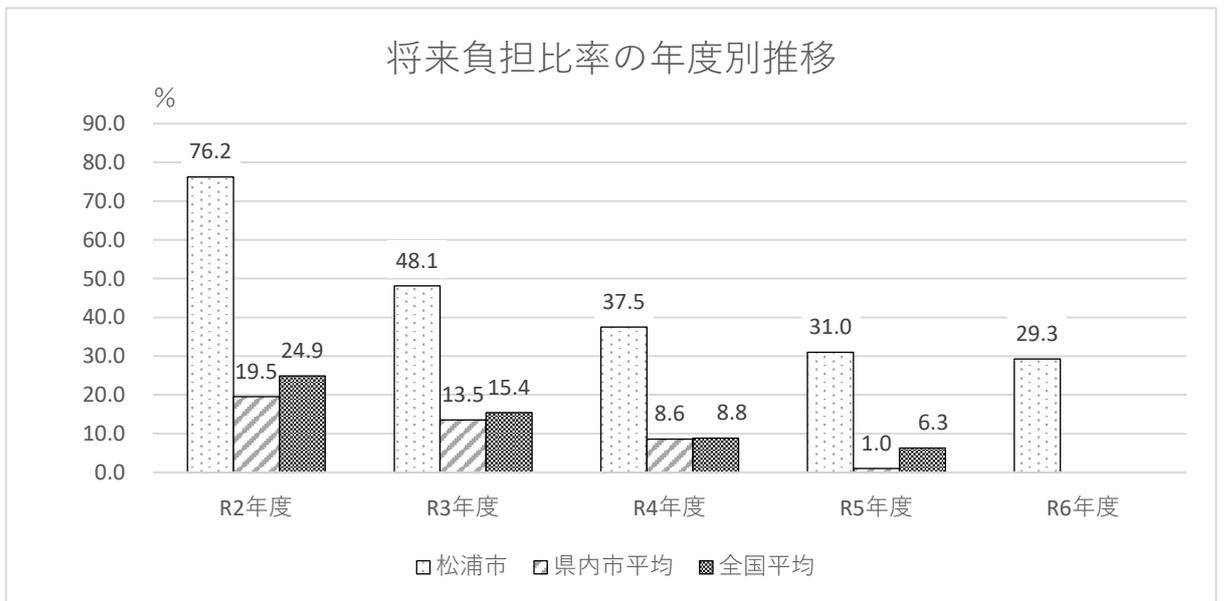
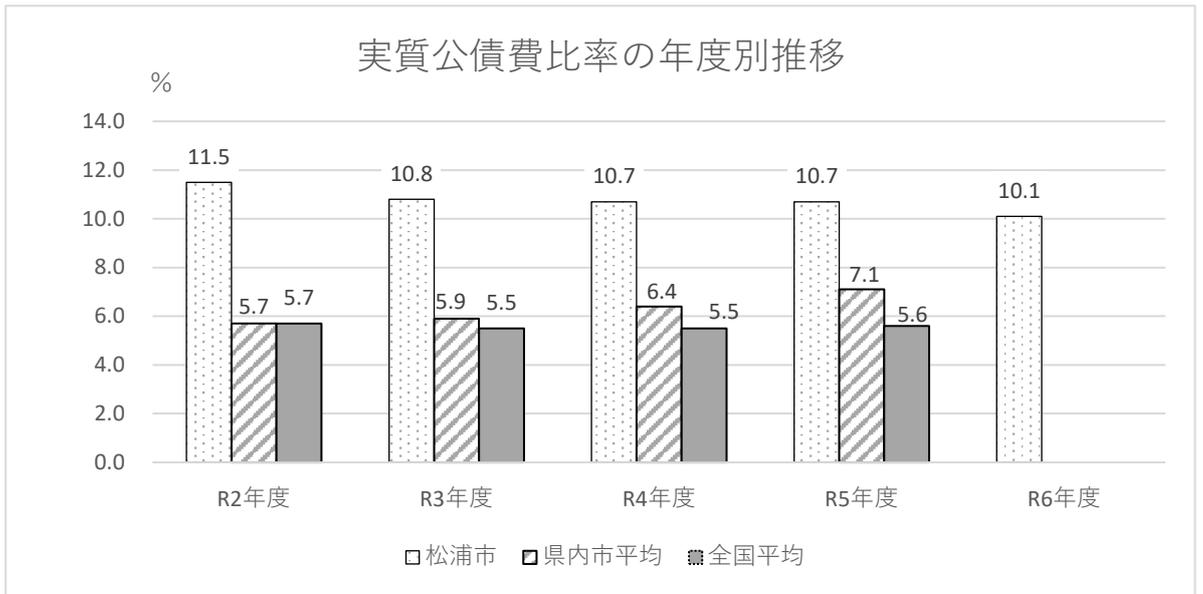
一般会計及び特別会計の実質収支額並びに公営企業会計の資金不足・剰余額の合計である連結実質収支額は 17億 5,296万円の黒字であり、該当数値はない。

(3) 実質公債費比率について

実質公債費比率は 10.1%で、早期健全化基準の 25.0%を下回っており、前年度と比較すると 0.6%改善している。

(4) 将来負担比率について

将来負担比率は 29.3%で、早期健全化基準の 350.0%を下回っており、前年度と比較すると 1.7%改善している。



2 資金不足比率

(単位：%)

会計区分	令和6年度	令和5年度	増減	経営健全化基準
水道事業会計	—	—	—	20.0
工業用水道事業会計	—	—	—	20.0
下水道事業会計	—	—	—	20.0
松浦魚市場特別会計	—	—	—	20.0
臨海土地造成事業特別会計	—	—	—	20.0
工業団地造成事業特別会計	—	—	—	20.0

注) 資金不足が生じていない会計は、資金不足比率が算定されないため、「—」を記載

各会計の資金不足は生じておらず、該当数値はない。